表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「九六、三三四八」を「八三、九五八」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「六二、六〇九」を「七〇、五〇四」に改める。

○農林水産省・経済産業省告示第五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件（平成二十年七月農林水産省・経済産業省告示第一号）を改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

第四条の二中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「とする」を「を適用する」に改める。

第五条の二中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

○文部科学省告示第六十五号

スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第九条第一項の規定に基づき、スポーツ基本計画を次のように定めたので告示する。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣　平野　博文

スポーツ基本計画

目次

はじめに
第１章　スポーツをめぐる現状と今後の課題
１．背景と展望
⑴我が国の社会の現状と目指すべき社会像
⑵スポーツ基本法の制定～背景とスポーツの果たす役割の明確化～
⑶スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出
２．スポーツ基本計画の策定
第２章　今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針
第３章　今後５年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策
１．学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
⑴幼児期からの子どもの体力向上方策の推進
⑵学校の体育に関する活動の充実
⑶子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実
２．若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力つくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
⑴ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
⑵スポーツにおける安全の確保
３．住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
⑴コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
⑵地域のスポーツ指導者等の充実
⑶地域スポーツ施設の充実
⑷地域スポーツと企業・大学等との連携
４．国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
⑴ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
⑵スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成
⑶トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築
５．オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進
⑴オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等
⑵スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進
６．ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
⑴ドーピング防止活動の推進
⑵スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進
⑶スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進
７．スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
⑴トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
⑵地域スポーツと企業・大学等との連携
第４章　施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

はじめに

平成23年６月に制定されたスポーツ基本法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うとされている。

スポーツ基本法のこうした理念の実現には、国をはじめ、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者等、スポーツに関する多様な主体が連携・協働して、スポーツの推進に総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要である。

ここに、スポーツ基本法第９条の規定に基づき、スポーツの推進に関する基本的な計画（「スポーツ基本計画」）を策定する。

第１章　スポーツをめぐる現状と今後の課題

１．背景と展望

⑴我が国の社会の現状と目指すべき社会像

近年、我が国は、少子高齢化や情報化の進展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進んだほか、グローバル化に伴い国際的な協力・交流が活発になる一方、国際競争も激化するなど、我が国を取り巻く社会環境や価値観は急激に変化している。

また、平成23年３月11日に発生した東日本大震災では、多くの人命が奪われるとともに、国民生活にも未曾有の大きな被害をもたらした。現在も復旧・復興が大きな課題となっているが、そのプロセスを通じて、「社会の絆」の重要性が改めて認識された。このような環境の変化に対応して、我が国の社会が将来も持続的な発展を遂げるためには、人々が深い絆で結ばれた地域社会が健在であり続け、そこでは、次代を担う青少年が、他者との協同や公正さと規律を学びながら健全に育つとともに、人々が健康に長寿を享受できる社会を実現することが必要であると考えられる。さらには、国民が自国に誇りを持つことができ、我が国が国際的にも信頼され、尊敬される国であることを目指すべきである。そして、そのような社会を目指すに当たっては、スポーツには大きな貢献が期待される。これは、被災地でのスポーツによる被災者や避難者を元気づける取組からも分かるように、スポーツは、状況や社会を変える大きな力を持つものであるからである。